

「倉敷市空家等対策計画改定版（素案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市空家等対策計画改定版（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

令和5年3月31日に「倉敷市空家等対策計画」（改定版）として公表予定です。

4 参考

意見募集期間 令和4年12月26日（月）～令和5年1月25日（水）

（担当課）

倉敷市 建設局 建築部 建築指導課

パブリックコメント要約版

1 案件名
倉敷市空家等対策計画改定版(素案)について
2 募集期間
令和4年12月26日(月)～令和5年1月25日(水)
3 趣旨
<p>倉敷市では、市民の暮らしの安全を守り、安心を確保するといった観点から、平成30年3月に平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とする「倉敷市空家等対策計画」を策定し、基本方針に「多様な課題解決の視点から、まちづくりの一環として空家等対策に取り組む」を設定し、空家等の課題解決に向けた意識啓発・相談体制の整備、空家等の発生抑制、適切な管理の促進、空家等の活用促進、特定空家等へ指導・除却の支援などをテーマに掲げ、重点的に取り組んできたところです。</p> <p>こうした取組を一層進めるため、国の基本指針やガイドラインの改正を受け、策定から5年が経過しようとする本計画を時代に即した計画に見直す必要性があることから、本計画を改定するにあたって、市民の皆様の御意見を募集します。</p>
4 資料閲覧場所
・建築指導課 ・情報公開室 ・児島・玉島・水島の各支所総務課、庄・茶屋町・船穂の各支所、真備支所市民課、市ホームページ
5 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 建築指導課まで ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 (2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 建築指導課 必着 (3) F A X (086-427-3536) (4) Eメール(cnguid@city.kurashiki.okayama.jp)
6 問合せ先
建設局 建築部 建築指導課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁6階 :086-426-3501 FAX:086-427-3536 アドレス:cnguid@city.kurashiki.okayama.jp